

住家の被害認定調査技術者養成講習会の報告 (公社)大分県建築士会日田支部 広報部長 秋 和夫

令和元年 05 月 14 日(火曜日)午後 1 時 30 分より、公益社団法人大分県建築士会防災委員会主催で「罹災証明に必要な住家の被害認定調査に係る技術者養成講習会」が、日田市役所 7 階中会議室に於いて 35 名の参加で行われました。



開会挨拶をする野村支部長

講義は、大分県との協定を締結したことを受け、被害認定調査の基礎知識と調査業務のポイント等について、防災委員会の渡邊豊基副会長と堤寛委員及び藤原直樹副委員長によって行われ、その定義や損害割合の算出方法及び調査チームの編成と作業分担、判定方法について説明がありました。



その内容によると、居住のために使用している住家の被害認定は、全壊(50%以上)・大規模半壊(40%以上)・半壊(20%以上)・半壊に至らない(20%未満)の4区分で行われ、倉庫や空き家は非住家扱いとなるそうです。

2013年(平成25年)6月に改正された「災害対策基本法(S36年法律223号)」では、被災者から申請があったときは、市町村長は「罹災証明書」を延滞なく交付することが義務づけされましたが、実際に被災した地域現場では被災の地方行政の負担は予想以上に大きく、2016年(平成28年)4月14日に発生した熊本大分地震では、行政職員の不足問題や判定に対する不満等が出て対応が遅れてしまったようです。「罹災証明書」が無ければ、被災した建物の減免や被災住宅の修理・災害支援を受けることができないので、被災者にとっては大きな問題です。



講習会場の様子



閉会の挨拶をする井上会長

《報告後記》

最近は地震や豪雨災害等による甚大な被害が発生しており、応急危険度判定や住宅相談等沢山の支援活動が必要になってきています。そのなかで住家の被害認定調査については、本来は被災自治体が行うこととなっておりますが、判定結果によっては、被災者の生活支援に大きな格差が発生することから公正な判定をする必要があります。責任感を以って建築士の資格を有する本会会員が、地域行政と連携し被災地支援の何らかのお手伝いが出来ればと考えております。

(日田支部広報部 秋 和夫)